

令和4年3月16日（令和4(2022)年度第21号）



全国保育士会委員ニュース

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<https://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

<ニュースの内容>

■ 新型コロナウイルス感染症関連の通知等の発出について

- ① 事務連絡「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』の保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）」が発出される（厚生労働省）
- ② 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」が発出される（文部科学省・内閣府・厚生労働省）

■ 保育士・保育教諭等の処遇改善関連の通知等の発出について

- ③ 事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請において御留意いただきたい点について」が発出される（内閣府・厚生労働省）
- ④ 「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係るFAQ（ver. 3）」が公表される

① 事務連絡「『新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金』の保育所等の保護者に向けた再度の周知について（協力依頼）」が発出される（厚生労働省）

令和4年2月21日、標記事務連絡が都道府県・指定都市・中核市の民生主管部（局）宛てに発出されました。

これは、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金・支援金」について、保育所等において、対象となる保護者に対して助成金の情報が行き渡るよう、再度の周知を依頼しているものです。

本助成金については、2月8日、後藤厚生労働大臣が会見において、「小学校や保育所の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者を支援するための小学校休業等対

応助成金について、個人申請の場合の手続の改善を行うとともに、改めて周知徹底を図ってまいります」と発言があったところです。今回リーフレットが更新され、個人による直接申請について、Q&Aが追加されています。

直接申請の対象について【内容変更なし】

以下を満たすことを前提に、休業支援金・給付金の支給要件を満たす場合に、対象となる

- ① 労働者が労働局に相談を行い、労働局が事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかった
- ② 新型コロナ対応としての小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、賃金等が支払われていない
- ③ 申請に当たって、当該労働者を休業させた扱いとすることを事業主が了承すること。また、申請に当たって、事業主記載欄の記入や当該労働者への証明書類の提供について、事業主の協力が得られること。

これまで、個人で直接申請するためには、その個人を休業させたという事業主の了承が必要であるとともに、事業主の記入や証明書類の提供について事業主の協力が得られることが前提となっていました（上記の前提条件③）。

今回追加されたQ&Aにおいて、事業主から休業させたことの確認が得られていない場合でも、申請を受け付け、労働局が事業主に休業させたことの確認を行うことが記載されました（下記のQ2参照）。

また、申請書の作成に事業主が協力してくれない場合でも、申請書を提出し、労働局から事業主に確認を行うことが記載されました（下記のQ3参照）。

直接申請に関するQ&A【今回追加】

Q1	事業主に自分で助成金のことを言い出しにくいのですが、まずは自分で事業主に相談する必要がありますか？
A1	事業主との相談を経ずに労働局にご相談いただくことも可能です。 例えばご本人から事業主に相談しづらい場合など、労働局にご相談いただいたら、ご相談者の意向を踏まえ、事業主に働きかけ等を行います。
Q2	休業させたことの確認が事業主から得られなければ休業支援金による個人申請はできないのですか？
A2	労働局から事業主に個人申請について働きかける段階で、事業主が休業させたことの確認が得られていない場合でも、労働局はまずは申請を受け付け、引き続き事業主に休業させたことの確認を行います。
Q3	休業支援金の申請書の作成に事業主が協力してくれません。どうしたらいいですか？
A3	休業支援金の支給要件確認書の記載に事業主が協力してくれない場合、そのまま申請書を提出いただいて、労働局から事業主に確認を行うことも可能です。
Q4	休業支援金による個人申請の申請先はどこですか？

A4 | まずは、勤務先の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局「**小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口**」にご相談ください。

保育所等から保護者に周知する際には、厚生労働省のホームページや LINE チャットボット、リーフレット等も活用いただくよう依頼されています。

詳細は別添資料「1」および下記ホームページをご確認ください。

- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_00002.html

- 新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

- 小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21202.html

- 厚生労働省公式 LINE チャットボット

友だち追加用リンク：<https://lin.ee/qZZIxWA>

② 事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」が発出される(文部科学省・内閣府・厚生労働省)

令和4年2月21日、標記事務連絡が発出されました。これは、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の対象に5歳以上11歳以下の者が加わることとなったことを受けて、予防接種の幼児児童生徒に対する実施について、学校等集団接種に関する考え方など、学校等における留意点を取りまとめたものです。

事務連絡での記載において、学校等に保育所等が含まれていますが、この事務連絡は主に小学校を念頭に記載されており、保育所等において集団接種の実施を前提にしているものではありません。

保育所等に関係する内容としては、「3. 予防接種歴の取扱い」や「4. 差別やいじめ等の防止」に記載のあるとおり、幼児の行事への参加に際して、ワクチンの接種等の条件を付すべきではないことや、ワクチンの接種を受ける又は受けないことによって、差別やいじめなどが起きることのないよう、幼児や保護者に対して理解を求めることが必要となります。

詳細は別添資料「2」をご確認ください。

③事務連絡「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等の実施及び交付申請において御留意いただきたい点について」が発出される(内閣府・厚生労働省)

令和4年2月17日、標記事務連絡が各都道府県 子ども・子育て支援担当部局宛てに発出されました(2月18日に改訂版が発出)。

これは、「保育士等処遇改善臨時特例交付金」(3%程度、月額9,000円)について、施設・事業者から、期限までに申請をしなかった場合には補助対象外となる旨の説明を受けているとの相談が複数あったことを踏まえ、都道府県・市区町村に留意いただきたい点を整理したものです。

本会では、コロナ対応により事務が滞るなかで処遇改善の手続きが進まない課題を厚生労働省および内閣府に共有しています。今回の事務連絡は、そうした内容も踏まえて発出されています。

事務連絡 **別紙3** の概要

1. 交付金の交付申請に当たって特に御留意いただきたい点

- ・ 国に対する交付申請にあたっては、施設・事業所の実施見込みを基に概算による交付申請を行うことも可能である。
- ・ 国に対する交付申請の提出期限は、令和4年2月21日(月)としているが、可能な範囲で柔軟な対応を行うこととしている。期限までの提出が困難な場合には必ず個別に相談いただきたい。
- ・ やむを得ず交付申請が間に合わなかった場合でも、令和4年度に、令和3年度分の経費もあわせて申請を行うことが可能である(この場合でも、施設・事業所においては、令和4年2月3月の賃金改善額を令和3年度内に支払っている必要がある)。
- ・ 市町村において、施設・事業所が3月までに処遇改善の取組を実施したにもかかわらず、市町村で定めた期限までに申請がないことを理由として、補助の対象外とすることは適当ではない。

2. 公設公営の施設・事業所における賃金改善について

- ・ 今回の処遇改善は、最前線において働く人々の収入を引き上げるという趣旨を踏まえ、公立の施設・事業所も対象としている。
- ・ 地方公務員である公設公営の施設・事業所の職員について、昨年12月の総務省公務員部の通知や、今回示している自治体の事例も参考に、積極的な実施をご検討いただきたい。

3. 賃金改善の開始時期について

- ・ 今回の処遇改善は、令和4年2月分から賃金改善を行うことが必要であり、令和3年度分の賃金改善を行わず、令和4年度の賃金のみ改善を行う場合には、公私問わず補助の対象外となる。

詳細は別紙資料「3」をご確認ください。

なお、本事務連絡の内容については、さらなる周知を目的として、保育三団体協議会それぞれに対し、内閣府より個別に説明が行われました（全保協は3月2日に正副会長が説明を受けた）。

標記事務連絡の説明のほか、質疑応答が行われ、その内容について、留意が必要と思われる点をご報告しますので、ご確認ください。

事務連絡 **別紙3** の「1. 交付金の交付申請に当たって特に御留意いただきたい点」

3つ目の○

止むを得ず第2回交付決定に交付申請が間に合わなかった場合であっても、令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことが可能であること。ただし、この場合であっても、施設・事業所においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額について令和3年度内に支払っている必要があることにくれぐれも留意いただきたいこと。

「令和4年度に、令和3年度分の経費も併せて申請を行うことが可能」なのは「自治体から国に対する申請のみ」であり、園においては、令和4年2月・3月分の賃金改善額を令和3年度内に支払っている必要があることに十分ご留意いただきたい。

- 園においては令和3年度内に支払う必要があるが、給与が翌月払いとなっている園は、支払いが令和4年4月になってもよいのか。

FAQ2-5にあるとおり問題ない。ただし、今回の処遇改善の主旨に鑑み、令和4年2月・3月分をまとめて4月に支払うことは避ける必要がある（令和4年2月分を翌3月に、令和4年3月分を翌4月に支払うことは問題ない）。

- 園への補助金の支給はいつになるか。

国としては可能な限り令和3年度内の支給を求めているが、それぞれの市町村において、議会のタイミング等によるため、市町村にご確認いただきたい。

- 園において、今回の補助金の残余金が生じた場合、園で留保しておくことは可能か。

不可。今回は「補助金」で実施される処遇改善であることから、残余金が生じた場合には返還することが必要。

- 令和3年度分の残余金を、令和4年度に繰り越すことは可能か。

今回の補助金については、令和3年度分、令和4年度分という考え方ではなく、令和4年2月から令和4年9月までを一期間としている。その単位で考え、残余金が生じた場合には返還する必要がある。

④「保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業等に係る FAQ(ver.3)が公表される

令和4年2月からの保育現場で働く方々の収入の3%程度引き上げに関し、令和4年2月25日に「FAQ(ver.3)」が公表されました。

ver.3に更新されるにあたっては、私学助成を受けていた幼稚園が新制度に移行した際の取り扱いについて、3問が追加されています。

詳細は下記ホームページをご確認ください(2月25日に追加されたFAQのみのファイルも掲載されています)。

- 内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 子ども・子育て本部 > 子ども・子育て支援新制度 > 子育て事業者の方向け情報

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido//jigyousya.html>